

建設工事等における電子保証（契約保証・前払金保証）について

鹿児島県土木部監理課

鹿児島県土木部では、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約保証及び前払金保証（中間前払金保証含む）について、令和7年4月1日以降の契約締結分から電子化された保証証書（電子証書）による提出を可能とします。（引き続き、紙での提出も可能です。）

1 電子保証の対象

- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証
- ・ 中間前払金保証

2 対象となる取扱保証機関

- ・ 保証事業会社（西日本建設業保証(株)）→契約保証，前払金保証等
- ・ 損害保険会社（損害保険ジャパン(株)など7社）→契約保証のみ

3 提出方法

（1）保証事業会社の場合

受注者は、保証契約の締結後に保証事業会社が発行する「保証契約番号・認証キー（認証キー等のお知らせ（PDF形式）」を発注者（県契約手続担当者）へ電子メールにて提出する。

（2）損害保険会社の場合※

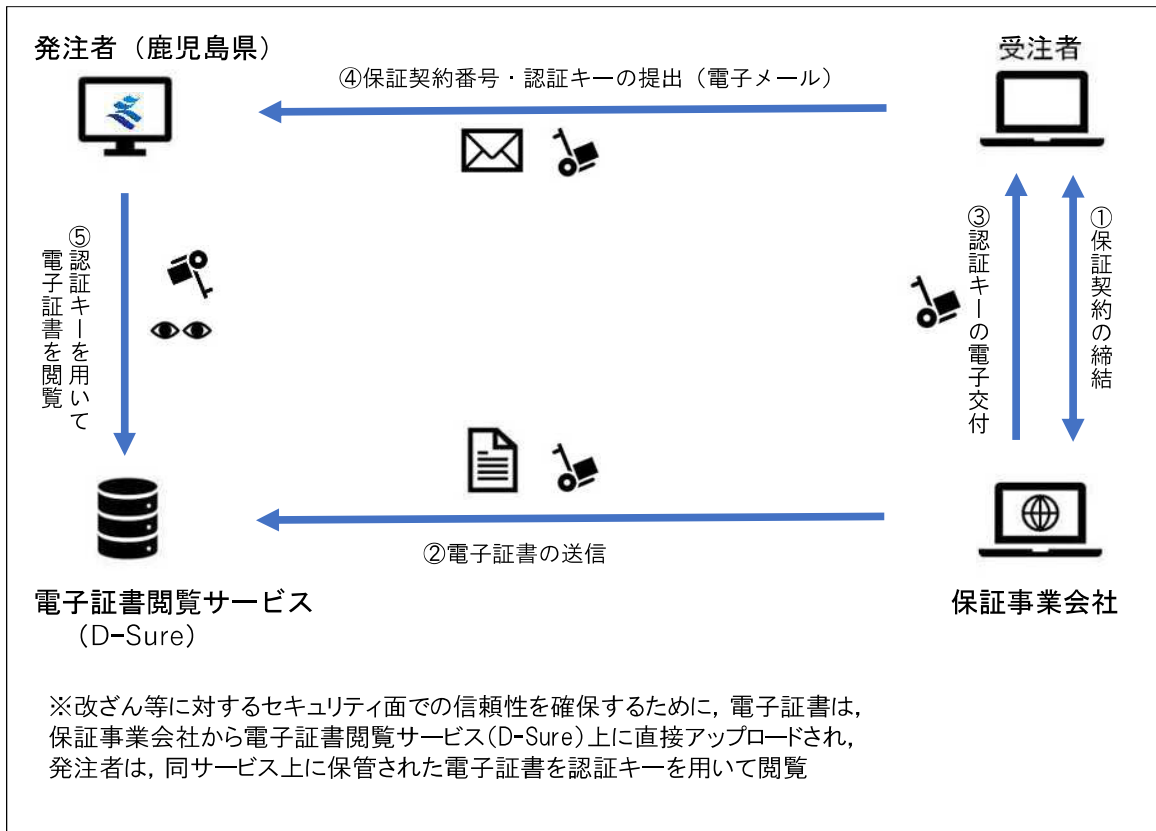
受注者は、保証契約の締結後に損害保険会社が発行する「電子証書（PDF形式）」を発注者（県契約手続担当者）へ電子メールにて提出する。

※ 損害保険会社が電子証書閲覧サービスを導入するまでの暫定措置となります。

4 その他

- ・ 電子保証の申込方法については、保証事業会社又は各損害保険会社にお問い合わせください。（損害保険会社によっては、電子保証に対応できない場合もあります。）
- ・ 金融機関（銀行等）の契約保証は電子保証の対象となりませんので、従来の方法により提出していただくことになります。

1. 保証事業会社が発行する電子証書の提出イメージ



2. 損害保険会社が発行する電子証書の提出イメージ（一例）

